（医薬部外品の直接の容器等の記載事項の特例）

第百八十一条の二　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百七十二条第一項	（略）	（略）
	法第五十条第三号、第四号、第十二号及び第十六号	（略）
（略）	（略）	（略）
第百七十二条第三項	（略）	（略）
	法第五十条第四号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十七号	（略）
第百七十二条第四項の表	（略）	（略）
	法第五十条第十七号	（略）
（略）	（略）	（略）

（容器等への符号の記載）

第百八十三条の二　法第六十三条の二第一項（令第七十五条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の農林水産省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、法第六十八条の二第一項の規定により注意事項等情報が公表されている第百八十四条の六第一項のホームページを閲覧するための二次元コードを利用する方法とする。

２　（略）

（容器等への符号の記載）

第百八十四条の四　法第六十五条の三第一項（令第七十五条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の農林水産省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、法第六十八条の二第一項の規定により注意事項等情報が公表されている第百八十四条の六第一項のホームページを閲覧するための二次元コードを利用する方法とする。

２　（略）

（注意事項等情報の公表の方法等）

第百八十四条の六　法第六十八条の二第一項（令第七十五条第十四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公表は、動物医薬品検査所のホームページ又は動物医薬品検査所のホームページ及び公表を行う製造販売業者のホームページに掲載する方法により行うものとする。

２　（略）

（注意事項等情報の提供を行うために必要な体制の整備）

第百八十四条の九　法第六十八条の二の二（令第七十五条第十四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者が整備しなければならない注意事項等情報の提供を行うために必要な体制は、次に掲げる体制とする。

一・二　（略）

（医薬部外品の直接の容器等の記載事項の特例）

第百八十一条の二　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百七十二条第一項	（略）	（略）
	法第五十条第三号、第四号、第十号及び第十四号	（略）
（略）	（略）	（略）
第百七十二条第三項	（略）	（略）
	法第五十条第四号、第十号、第十二号、第十四号及び第十五号	（略）
第百七十二条第四項の表	（略）	（略）
	法第五十条第十五号	（略）
（略）	（略）	（略）

（容器等への符号の記載）

第百八十三条の二　法第六十三条の二第一項（令第七十五条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の農林水産省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、法第六十八条の二第一項の規定により注意事項等情報が公表されている第百八十四条の六第一項のホームページを閲覧するための二次元コードを利用する方法とする。

２　（略）

（容器等への符号の記載）

第百八十四条の四　法第六十五条の三第一項（令第七十五条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の農林水産省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、法第六十八条の二第一項の規定により注意事項等情報が公表されている第百八十四条の六第一項のホームページを閲覧するための二次元コードを利用する方法とする。

２　（略）

（注意事項等情報の公表の方法等）

第百八十四条の六　法第六十八条の二第一項（令第七十五条第十三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公表は、動物医薬品検査所のホームページ又は動物医薬品検査所のホームページ及び公表を行う製造販売業者のホームページに掲載する方法により行うものとする。

２　（略）

（注意事項等情報の提供を行うために必要な体制の整備）

第百八十四条の九　法第六十八条の二の二（令第七十五条第十三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者が整備しなければならない注意事項等情報の提供を行うために必要な体制は、次に掲げる体制とする。

一・二　（略）